

独立行政法人日本学術振興会の平成21年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 中期目標の達成に向けて、各事業とも着実に実施されており、学術の振興に大きく寄与している。
- (ロ) 我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとして、研究現場の意見を各種事業に適切に反映させる体制を整備しているなど、学術の特性に配慮した研究者の視点に立った制度・業務運営が行われており、法人としての使命を十分に果たしている。
- (ハ) 科学研究費補助金事業において、新規採択課題の採否に関する通知の発出を4月1日に行ったことは、研究開始時期の更なる早期化や、研究費の過度の重複の排除の観点から、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。
- (ニ) 円滑な研究現場への復帰支援を促進するため、限られた予算の中で、特別研究員(RPD)を充実させたことは、学界のみならず、社会へのメッセージとして多方面に与える影響も大きく、高く評価できる。
- (ホ) 平成21年度補正予算で措置された基金事業については、基金の創設により多年度にわたる柔軟な予算執行を可能にするとともに、様々な変更を余儀なくされたにも関わらず、迅速かつ的確に対応した点などは高く評価できる。

〈参考〉 業務運営の効率化:A 業務の質の向上:A 財務の内容の改善:A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 科学研究費補助金における研究成果報告書の長期未提出課題については、おおむね解消されたことが既に確認されているが、科学研究費補助金の成果については、研究成果報告書を通じて、国民、社会に還元されるものであるため、早急に未提出課題の再発防止策を講じることが望まれる。
(項目別-p5参照)
- (ロ) 学術に関する国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつも、種々の観点から大胆に見直しを進めるとともに、相手国の状況を考慮しつつ、より効果的なプログラムへとリフォームすることが望まれる。(項目別-p10参照)
- (ハ) 学術システム研究センターの事業については、透明性の強化に向けた見直し・検討が望まれる。
(項目別-p11参照)



③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 研究成果報告書の長期未提出課題が生じないよう、未提出者に対しては、科学研究費補助金を新規に交付しない措置を講じるなどの再発防止策の強化に取り組むべき。
- (ロ) 学術システム研究センターに設置された「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」における検討などを通じて、学術に関する国際交流事業が、より効果的なプログラムとなるよう見直すべき。
- (ハ) 学術システム研究センターのガバナンス強化に向けた検討を行い、民間企業等の外部有識者を非常勤の研究員として登用するなど透明性の強化に取り組むべき。

④特記事項

- (イ) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における二次評価結果については、随意契約の見直し、諸手当の見直しなど適切に対応している。

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会 日本学術振興会部会委員名簿

部会長	西村紀	大阪大学蛋白質研究所 疾患プロテオミクス (Shimadzu) 寄附研究部門特任教授
委員	瀬川至朗	早稲田大学政治経済学術院教授大学院政治学研究科 ジャーナリズムコース プログラム・マネージャー
委員	田中成明	(財)国際高等研究所副所長、京都大学名誉教授
委員	室伏旭	秋田県立大学名誉教授、東京大学名誉教授
委員	和田義博	公認会計士 (日本公認会計士協会 前常務理事)

独立行政法人日本学術振興会の平成21年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	評価値					項目名	評価値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A				研究者の養成					
総合的事項						全般的な取組み	A				
学術の特性に配慮した制度運営	S	S				選考審査の適切な実施	A	A			
評議員会	A	A				事業の評価と改善	A				
学術顧問会議	A	A				特別研究員事業					
学術システム研究センター	S	A				特別研究員(DC、PD)	A	A			
自己点検及び外部評価の実施	—					特別研究員(SPD)	A	A			
自己点検	A	A				特別研究員(RPD)	S	S			
外部評価	A					特別研究員(21世紀COE)(平成20年度終了)	A				
情報システムの整備	—					特別研究員(グローバルCOE)	A	A			
公募事業における電子化の推進	A					海外特別研究員事業	A	A			
情報共有化システムの整備	A	A				若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム	A	A			
ホームページの充実	A					日本学術振興会賞	A	A			
情報セキュリティの確保	A					若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム	A	A			
不正使用及び不正行為の防止	A	A				学術に関する国際交流の促進					
内部統制の充実	A	A				諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進	A	A			
学術研究の助成						研究教育拠点の形成支援	A	A			
審査・評価の充実	—					若手研究者育成のための国際交流支援	A	A			
審査業務	S	A				アジア・アフリカ諸国の交流	—				
評価業務	A					アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等	A				
助成業務の円滑な実施	—					アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業	A	A			
募集業務(公募)	A					論文博士号取得希望者への支援事業	A				
交付業務	S					アジア学術セミナーの開催	A				
不正使用及び不正受給の防止	A	S				科学技術研究員派遣支援システム調査	—				
電子システムの導入・活用	S					研究者の招致	—				
科学研究費補助金説明会の実施	A					全般的な取組み	A	A			
研究成果の適切な把握及び社会還元・普及	S	A				外国人特別研究員事業	A				
助成の在り方に関する検討	A	A				大学等における研究環境の国際化支援	A	A			
						事業の評価と改善	A	A			

項目名	評価値					項目名	評価値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
学術の応用に関する研究の実施	—	A				業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	A	A			
異分野融合による方法的革新を目指した人文社会科学推進事業	/					業務運営の効率化	A				
人文・社会科学振興プロジェクト研究事業(平成20年度終了)	A	/	/	/	/	職員の能力に応じた人員配置	A				
学術の社会的連携・協力の推進	A	A				情報インフラの整備	—				
国の助成事業に関する審査・評価の実施	—	A				業務システムの開発・改善	A				
21世紀COEプログラム	A		情報管理システムの構築	A							
グローバルCOEプログラム	A		外部委託の促進	A							
組織的な大学院教育改革推進プログラム	/		随意契約の見直し及び監査の適正化	A							
質の高い大学教育推進プログラム	A		決算情報・セグメント情報の公表	A							
大学教育推進プログラム	/		予算、収支計画及び資金計画	A	A						
世界トップレベル研究拠点プログラム	A		短期借入金の限度額	—	—						
政策や社会の要請に対応した人文・社会科学の推進	A		重要な財産の処分等に関する計画	—	—						
大学院教育改革支援プログラム(平成20年度終了)	A		剰余金の使途	—	—						
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(平成20年度終了)	A		その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—						
調査・研究の実施	A	A				施設・設備に関する計画	—	—			
広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	—	A				人事に関する計画	A				
広報と情報発信の強化	A		人事方針	/	A						
成果の普及・活用	A		人件費に関する指標	/	A						
前各号に附帯する業務						積立金の処分に関する事項	—	—			
国際生物学賞にかかる事務	A	A									
学術関係国際会議開催にかかる募金事務	A	A									
個別寄付金及び学術振興特別基金の事業	A	A									
平成21年度補正予算(第1号)に係る業務	/										
先端研究助成業務	/	S									
研究者海外派遣業務	/	S									
先端学術研究人材養成事業	/	A									

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収入						支出					
運営費交付金	29,655	29,364	29,024	28,859	29,167	一般管理費	577	546	525	518	622
うち補正予算による追加	-	-	-	-	495	うち人件費	243	242	249	255	310
国庫補助金収入	98,742	109,228	129,830	125,946	282,786	物件費	334	304	276	263	312
科学研究費補助金	98,607	109,102	129,646	125,682	124,750	事業費	28,977	28,432	27,884	27,791	28,651
研究拠点形成費等補助金	135	126	184	166	190	うち人件費	590	590	581	548	545
大学改革推進等補助金	-	-	-	98	105	物件費	28,386	27,843	27,303	27,244	28,106
国際化拠点整備事業費補助金	-	-	-	-	31	うち先端学術研究人材養成事業	-	-	-	-	494
科学技術総合推進費補助金	-	-	-	-	146	科学研究費補助事業費	98,459	108,637	127,336	125,049	124,679
先端研究助成基金補助金	-	-	-	-	150,000	研究拠点形成費等補助事業費	128	101	183	157	120
研究者海外派遣基金補助金	-	-	-	-	7,564	大学改革推進等補助金	-	-	-	90	89
事業収入	83	186	158	112	134	国際化拠点整備事業費補助金	-	-	-	-	16
寄付金事業収入	76	57	79	46	55	科学技術総合推進費補助金	-	-	-	-	132
産学協力事業収入	267	242	265	262	267	先端研究助成基金補助金	-	-	-	-	15,785
学術図書出版事業収入	13	13	10	1	0	研究者海外派遣基金補助金	-	-	-	-	2,695
受託事業収入	20	166	649	1,000	938	寄附金事業費	76	57	79	46	55
						産学協力事業費	267	242	265	262	269
						学術図書出版事業費	12	13	15	1	0
						受託事業費	11	146	636	825	999
計	128,855	139,255	160,014	156,227	313,348	計	128,507	138,174	156,923	154,740	174,113

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。
平成21年度の先端研究助成基金補助金と研究者海外派遣基金補助金は、補正追加による基金造成のための補助金である。

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	29,482	28,997	30,050	28,729	29,157
業務費	127,969	137,754	156,370	154,165	173,563	受託収入	11	148	636	825	1,011
一般管理費	555	544	556	531	623	補助金等収益	98,587	108,734	127,476	125,295	143,588
財務費用	-	-	2	0	0	寄附金収益	342	299	344	308	316
臨時損失	-	1	12	-	1	図書販売収入	13	13	10	1	0
						資産見返負債戻入	13	16	22	18	15
						財務収益	1	6	50	30	129
						雑益	76	88	60	82	101
						臨時利益	-	92	-	-	-
計	128,524	138,299	156,940	154,696	174,187	計	128,525	138,393	158,648	155,289	174,318
						純利益/純損失	1	94	1,709	592	131
						総利益/総損失	1	94	1,709	671	131

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。
平成18年度の臨時利益の発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。
平成19年度の当期総利益が著しく増加している要因としては、第1期中期目標期間の最終年度であり、運営費交付金債務残高の全額収益化によるものである。

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	128,620	137,547	159,244	155,682	175,963	業務活動による収入	128,921	139,086	159,777	156,546	313,944
投資活動による支出	151	7	21	6	209,231	運営費交付金による収入	29,655	29,364	29,024	28,859	29,167
資金期末残高	2,657	4,190	4,749	5,607	79,958	補助金等収入	98,739	109,085	129,585	126,130	283,279
						補助金等の精算による返還金の収入	-	201	123	137	141
						寄附金収入	302	282	292	304	293
						学術図書出版事業収入	14	13	10	3	1
						その他の収入	212	4	112	112	129
						受託収入	-	137	631	1,001	934
						投資活動による収入	-	0	47	0	145,601
						資金期首残高	2,507	2,657	4,190	4,749	5,607
計	131,428	141,743	164,014	161,295	465,152	計	131,428	141,743	164,014	161,295	465,152

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。
平成20年度と比較して金額が増加しているのは、平成21年度から基金勘定分が加わったためである。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資産						負債					
流動資産	2,878	4,314	6,531	7,582	145,059	流動負債	1,943	3,305	3,810	5,994	50,277
現金及び預金	2,657	4,190	4,749	5,607	79,958	運営費交付金債務	678	1,040	-	126	101
有価証券	-	-	-	-	63,600	預り補助金等	288	636	2,739	3,054	49,088
売掛金	2	2	2	0	4	預り寄附金	15	19	18	17	17
たな卸資産	20	17	14	14	14	未払金	739	1,366	678	2,278	705
前払費用	61	64	65	72	83	未払消費税等	1	4	3	5	1
未収収益	-	-	-	-	101	前受金	1	-	-	140	30
未収金	-	-	1,687	1,832	1,279	預り金	222	241	372	373	331
その他の流動資産	138	42	14	57	20	賞与引当金	-	-	-	-	4
固定資産	987	937	845	803	794	固定負債	978	950	894	877	93,957
有形固定資産	393	345	302	259	248	資産見返負債	95	87	83	70	87
建物及び附属設備	373	375	372	372	372	資産見返運営費交付金	65	58	53	44	66
建物及び附属設備原価消却累計額	-72	-102	-129	-159	-187	資産見返補助金等	30	30	30	25	21
車両運搬具	51	51	47	47	43	長期預り補助金等	-	-	-	-	93,085
車両運搬具原価消却累計額	-29	-37	-40	-43	-27	長期預り寄附金	883	862	811	808	785
工具器具及び備品	109	114	124	128	125	負債合計	2,921	4,255	4,705	6,871	144,234
工具器具及び備品原価消却累計額	-42	-60	-75	-90	-81	純資産					
その他の有形固定資産	3	4	4	4	4	資本金	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
無形固定資産	4	2	2	2	2	基本金	2	2	2	2	2
電話加入権	4	2	2	2	2	資本剰余金	-117	-159	-194	-222	-248
投資その他の資産	591	590	541	542	544	利益剰余金/繰越欠損金	-4	91	1,800	671	801
投資有価証券	199	199	199	199	200	(うち当期末処分利益/当期末処理損失)	-4	91	1,709	671	131
敷金・保証金	392	391	342	343	344	純資産合計	944	997	2,671	1,513	1,619
資産合計	3,865	5,251	7,376	8,385	145,852	負債純資産合計	3,865	5,251	7,376	8,385	145,852

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。
平成18年度の利益剰余金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。
資本剰余金の減については、政府出資財産にかかる損益外減価償却累計額の増加による。
平成18年度より資産(流動資産)が著しく増加している要因は、科学研究費補助金の年度繰越によるものである。
平成20年度と比較して流動資産の金額と負債の金額が増加しているのは、平成21年度から基金勘定分が加わったためである。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
I 当期末処分利益／当期末処理損失					
当期総利益／当期総損失	1	94	1,709	671	131
前期繰越欠損金	4	4	-	-	-
II 利益処分類					
積立金	-	-	91	-	671
独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-
III 損失処分類					
積立金取崩額	-	-	-	-	-
次期繰越欠損金	4	-	-	-	-

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。
平成18年度の積立金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
常勤職員数	96	96	95	102	122

備考

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A	
1 総合的事項			
(1) 学術の特性に配慮した制度運営	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。 ○関連する事業を実施している機関との連携・協力を行う。 ○我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ●研究者が最適な研究環境の中で研究に専念できるよう、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの機能を活用し研究現場の意見を適宜業務に反映できる体制を整備しているなど、全体として研究者の視点に立った制度・業務運営を行っている。 ●平成22年3月に第4期評議員を委嘱した際には、外国人1名を加えるとともに、第3期に比べて若返りを図ることにより、これまで以上に活発な審議がなされるよう配慮している。また、学術顧問についても、民間出身の研究者2名を学術顧問として委嘱し、これまで以上に幅広く多様な研究者により、学術顧問会議が構成されるよう配慮している。 ●学術システム研究センターによる学術動向調査を通じて得られた成果(研究者のニーズ把握など)を集約し、事業に的確に反映することにより、学術の特性に配慮した事業を展開している。 ●我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとして、研究現場の意見を各種事業に適切に反映させる体制を整備しているなど、学術の特性に配慮した研究者の視点に立った制度・業務運営が行われており、法人としての使命を十分に果たしている。 ●日本学士院との連携・協力により日本学術振興会賞と日本学士院奨励賞の顕彰事業を実施しており、有機的に機能している点は評価できる。
(2) 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ○各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を定期的に開催する。 ○振興会の業務運営に関する重要事項について審議を行い、その意見を参考に事業を実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術界、産業界、大学等を代表する学識経験者で構成する評議員会を定期的(年2回)に開催している。振興会の業務運営の重要事項についての審議がなされているとともに、担当者を直接傍聴させることで、評議員の意見が直接業務運営に反映できる仕組みとなっている。 ●平成22年3月に第4期評議員を委嘱した際には、各界から幅広く人材を求め、専門分野についても偏りが無いよう配慮し、さらには、外国人1名を加えるとともに、前期に比べて若返りを図ることにより、幅広く活発な審議がなされるよう配慮している。
(3) 学術顧問会議	<ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーベル賞受賞者や大学長経験者等、学術に関する特に高い識見を有する研究者で構成されている学術顧問会議を年4回開催している。振興会の主な事業について、専門的な見地から幅広い助言が得られているとともに、担当者も出席させることで有識者の意見を業務に的確に反映させている。 ●新たに民間出身の研究者2名を学術顧問として委嘱し、幅広く多様な意見助言が得られるように配慮している。
(4) 学術システム研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ○研究経験を有する第一線級の研究者を任期付研究員として配置する。 ○学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備する。 ○事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術システム研究センター研究員116名(所長1名、副所長3名、相談役1名、主任研究員18名、専門研究員93名)により、9領域、50研究分野に第一線の研究者を非常勤の任期付研究員として配置し、すべての学問領域をカバーする体制としている。 ●各事業について意見具申、提案・助言を行い、各事業の審査・評価業務についても専門的な見地から関与している。特に重要でかつ継続的に審議が必要な課題である科学研究費補助金事業、特別研究員事業のワーキンググループを設置し、機動的に対応することを可能としている。 ●平成21年度より新たに「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」を設置し、多岐にわたる国際事業の整理と見直しの検討を開始している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(5) 自己点検及び外部評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○自己点検については、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。 ○外部評価を実施し、その結果を業務の改善・見直しに役立てるとともに、ホームページ等において公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●評価基準に基づく事業の自己点検を実施し、その結果を外部評価委員会に提出し、ホームページ上で広く一般に公開している。 ●外部評価委員からなる第三者評価を行うことによって、公正で客観的な評価を実施している。また、評価結果については、業務の改善に反映し、ホームページ上で広く一般に公開している。
(6) 情報システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。 ○研究者からの申請書類を電子的に受け付ける電子申請システムについて、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。拡充に当たっては、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携活用を模索し、柔軟な実現方法を検討する。 ○グループウェアを用いて情報共有化を推進し、職員が容易かつ効率的な方法により更新できる、横断的なデータベースを構築する。 ○最新情報を迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努める。 ○利用者の利便性を考慮した次世代のホームページの構築を検討する。 ○情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、情報セキュリティ講習を年1回実施し、職員の情報セキュリティに関する意識を高める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●募集要項、応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業においてホームページからダウンロードできるようにすることで研究者へのサービス向上を図っている。 ●研究者からの申請書類を電子的に受け付ける電子申請システムについては、本格運用を開始している公募事業を継続して実施するとともに、制度改正に伴うシステム改修だけでなく、研究者等からの要望も踏まえて行っている。また、振興会の電子申請システムと府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携の一環として、ログイン機能並びに研究機関情報、研究者情報及び機関担当者情報の管理機能を統合したことにより、従来、二重に発行していたログイン情報がe-Radに一本化されるとともに、研究機関情報等の登録・修正・削除処理がe-Radに集約され、申請者及び機関担当者における手続きが大幅に簡素化されている。 ●グループウェアを利用した掲示板及び内部ポータルページを構築し、必要な情報が振興会全体ですぐに共有できるようにするとともに、ホームページ申請手続きに係るグループウェアの改修を行ったことにより、更なる業務効率の向上が図られている。 ●振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する他、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供を行うため、利用者の利便性を考慮したホームページの再構築を行った結果、約635万人からのアクセス(対前年度比10%増)及び約3,990万ページ(対前年度比4%増)が閲覧されている。 ●職員の情報セキュリティ意識の向上を図るための研修を実施するとともに、新たにWebフィルタリングソフトを導入し、業務上不適切なWebサイトの閲覧を制限している。その結果、情報漏洩などセキュリティ事案は発生しておらず、情報セキュリティポリシーの遵守が図られている。
(7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用及び不正行為の防止策について助言、注意喚起等を行い、国のガイドライン等に基づき、不正の防止に対する研究機関の取組強化、研究者の意識改革の促進などにより不正の防止に努める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度公募より研究費の管理・監査体制の整備及び、その実施状況等についての報告書の提出を応募要件とするとともに、事業説明会等において注意喚起を行う等、引き続き、研究費の不正使用防止策の着実な実施に取り組んでいる。 ●研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、ペナルティを課すこととしており、引き続き、不正の防止に実効性を持たせている。 ●平成18年度より研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口を振興会内に設置し、引き続き、不正への対応を迅速に出来るよう努めている。 ●不正使用等に対する一層の指導強化・防止策を講じるなどの不断の取組が求められており、監査機能を強化することが必要である。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
<p>(8) 内部統制の充実</p>	<p>○法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されている。</p> <p>○一般的な業務・会計監査のほか重点項目を設けることにより、監事監査を実施する。</p> <p>○外部監査については監査法人による任意監査を行う。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する「役員会」において、予算、事業計画、規程の制定等、重要事項を審議している。また、振興会の業務運営の重要な事項を審議する評議員会を設置し、理事長のマネジメントを補佐している。 ●理事長は、毎週開催される幹部職員の連絡会や幹部職員の個別の報告により、内部統制の現状について、適宜報告を受けている。 ●役員会には、監事も出席し、必要な意見を述べる事ができる体制を整えている。 ●理事長は、定期的に全役職員に訓辞を行い、振興会の使命と社会的役割を説明するとともに、法令や規程の遵守、情報セキュリティ、健全な職場環境の形成等について、全役職員が徹底的に取り組むよう指示している。問題が発生した場合等に報告や相談をしやすい環境を形成するため、研修等を実施するとともに、理事長が担当者とコミュニケーションの場をもつことにより、業務改善の意見を認識できるよう努力している。 ●アクションプランとして、年度計画に則り自己点検評価における評価指標を設定し、計画的に業務を遂行している。また、業務の進捗状況や予算の執行状況を随時把握し、決算を含む自己点検評価結果を次年度の予算や年度計画に反映させている。 ●各事業の実施に当たっては、事業の取扱要領等に従って事務を行うことで、恣意的にならず、常に公平・公正で効率的に行われている。また、その取扱要領に従って事業が実施されるように、常に監督権者である管理職員や、主計課監査係がチェックを行っている。 ●監事は監査実施のための情報収集等も行い、平成21年12月8日開催の「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第9部会」に出席し、他機関の監事同士の情報交換・連携も図っている。 ●会計検査院及び独立行政法人評価委員会から不適切と指摘された契約に係る手続きについては、規程を改正し対応した。 ●独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)により、契約監視委員会を立ち上げ、随意契約と一者応札についての点検・見直しを行っており、随意契約によることがやむを得ないもの以外は、一般競争入札を行うこととしている。 ●平成22年4月の事業仕分けの結果を踏まえ、「学術システム研究センター」及び「科学研究費補助金」については、ガバナンスの強化を図るため検討を開始している。 ●平成21年度監事監査報告において、法人の長のマネジメントについて留意した記述をしている。 ●会計検査院から指摘を受けた「予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない」ことについては、予定価格調書の作成を省略できる条項のうち、対象範囲などが不明確なものを定めている条項を削除したことにより、改善が図られている。 ●政独委の2次評価で指摘を受けた「予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない」こと、「再委託金額を把握していない」ことについては、契約規則を改正し、予定価格調書の作成を省略できる条項のうち、対象範囲などが不明確なものを定めている条項を削除し、再委託については、契約規則に一括再委託の禁止についての条項を追加するとともに、一部再委託については認めることとして、書面により再委託金額の把握を行うなど、見直し・改善がなされている。 ●監事監査については、振興会の業務内容や財務内容をはじめ、入札・契約の内容「随意契約見直し計画」の実施状況等について監査をするとともに、重点的に監査する項目として、平成21年度は「随意契約に関する調査」を実施している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
2 学術研究の助成			
(1) 審査・評価の充実	<p>○科学研究費委員会を開催して、「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」を改正する。</p> <p>○審査委員の選考については、審査委員候補者データベースを充実しつつ、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。</p> <p>○研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。</p> <p>○特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費については、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価を行う。また、以上の研究課題のうち、研究進捗評価を行わない研究課題については、現地調査・ヒアリング・書面・合議により事後評価を行う。どちらも評価結果については、ホームページにおいて広く公表する。</p>	A	<p>●科学研究費委員会を年3回開催し、「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」を改正するなど、審査方法の改善に努めている。また、配分審査のための小委員会を83回開催し、応募のあった研究課題の審査を精緻に行っている。</p> <p>●審査委員候補者データベースについては、平成21年度において約4,800名の新規登録者を加えることにより、登録者数が約54,000名となり、データベースを充実している。</p> <p>●データベースを活用することによって、学術システム研究センター研究員が前年度の審査結果を検証した上で、専門的見地から審査委員の選考を実施しており、公正な選考を行う体制が整備されている。</p> <p>●研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の登録情報を確認するとともに、平成21年度の審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供している。</p> <p>●特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費については、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価を行うとともに、その評価結果について、ホームページで広く公表し、翌年度の配分審査に活用している。また、前記課題のうち、研究進捗評価を行わない研究課題については、現地調査・ヒアリング・書面・合議により事後評価を行うとともに、その評価結果をホームページにおいて広く公開している。</p>
(2) 助成業務の円滑な実施	<p>○公募に関する情報については、科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、速やかに公表する。</p> <p>○採否に関する通知は4月上旬までに行うとともに、審査結果の開示通知は、5月下旬までに行うなど、科学研究費補助金の交付業務を迅速に行う。</p> <p>○各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。</p> <p>○事業説明会実施時等において、研究費の不正使用及び不正行為の防止策について助言・注意喚起等を行い、研究者等の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。</p> <p>○応募手続き、審査業務、交付業務については、電子システムの導入・活用を図る。</p> <p>○全国各地で説明会を行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。また、制度に係るパンフレット、説明資料の向上を図る。</p>	S	<p>●日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し、科学研究費補助金に関するホームページで公表することにより、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにするとともに、基盤研究等の応募受付期限前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、10月16日に公表している。</p> <p>●平成21年度の交付業務については、「採否に関する通知」を前年度より7日早い、4月1日に行うとともに、「審査結果の開示通知」は5月29日、「補助金の額の確定」は7月17日に行うなど、迅速に対応した。これにより、研究開始時期の更なる早期化を実現するとともに、他の競争的資金の配分機関に採択結果を迅速に提供することが可能となったことや、さらには、研究費の過度の重複の排除の観点から、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。</p> <p>●研究機関に提出を義務づけた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出を応募要件としたことにより、各研究機関の不正使用の防止に対する取組の状況等を効率的に把握し、必要に応じ適切な指導を行っている。</p> <p>●事業説明会等(65回)を開催し、研究費の不正使用、不正受給等について、助言・注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実させることや不正使用等を行った研究者に対し、罰則を適用するなど厳格に対応することで不正の防止に努めている。</p> <p>●応募書類の受付、確認や整理作業を人手によらず、電子システムを活用することにより効率的に行うとともに、審査業務においても、基盤研究等の書面審査結果の受付を電子システムにより行い、更なる効率化を図っている。また、平成21年度より若手研究(スタートアップ)の交付申請書作成を電子システムにより試行的に行い、交付業務の効率化に取り組んでいる。なお、試行の結果を踏まえて、他の研究種目での運用に向けた検討を行っている。</p> <p>●地域バランスに配慮しながら、大学等の研究機関等への事業説明を、文部科学省との共同実施(8回)、振興会の単独実施(1回)、研究機関等からの要望に応じたの実施(56回)により、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図っている。また、研究者ハンドブック、事業説明資料をより分かりやすいものに改善している。</p>

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及	<p>○平成20年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成20年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書については、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。</p> <p>○児童・生徒を主な対象として、「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を全国各地で幅広く実施し、科学研究費補助金の研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わり等に対する理解を深める機会を提供する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び平成20年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書について、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開するため、同研究所に情報提供を行っている。 ●平成22年1月の会計検査院の実地検査で、科学研究費補助金事業による研究成果報告書の提出状況について検査を受けている。報告書を長期間未提出の者が存在することが判明したため、振興会は、督促通知を該当する研究代表者及び研究機関の長に送るとともに、期限までに提出できない場合は提出予定時期及びその理由を必ず徴するなどの対応をしている。 ●研究成果報告書については、長期の病気休職など、正当な理由があると認められる場合を除き、長期未提出課題が解消されたことは既に確認されている。 <p>科学研究費補助金の成果は、研究成果報告書を通じて、国民、社会に還元されるものであり、早急に未提出課題の再発防止策を講じることが望まれる。また、研究者は、国民目線にたつて、その責務を果たすことが求められていることを再認識すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、科学研究費補助金による研究成果を分かりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」は全国各地の123機関で208プログラム(平成20年度は162プログラム)を実施しており、本事業の趣旨が広く理解され、多くの研究者に認知されてきている。
(4) 助成のあり方に関する検討	<p>○科学研究費補助金の審査結果について、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら、事業の改善に反映させる。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術システム研究センターにおいて、特別推進研究及び若手研究の在り方について検討したほか、審査結果及びその検証結果のフィードバックの在り方、時限付き分科細目の取扱い、若手研究(S)の研究進捗評価の実施方法、研究計画調書・審査基準の見直し、更なる審査の充実策、審査委員の負担軽減策などについて検討を行い、事業の改善に反映させている。 ●文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会が平成21年7月16日付けで取りまとめた「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について(これまでの審議のまとめ)」に示された「若手研究」及び「基盤研究」の制度改革について、審査業務を行っている立場から当該制度改革の影響等について検証を行っている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
<p>3 研究者の養成</p> <p>(1) 全般的な取組み (2) 選考審査の適切な実施 (3) 事業の評価と改善</p>	<p>○優れた研究能力を有する若手研究者が自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら、生活の不安なく研究に専念できる環境を整備するため、特別研究員事業等を計画的・継続的に推進する。</p> <p>○国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、研究者個人への海外派遣に加え、組織的な研究者海外派遣支援を計画的・継続的に推進する。</p> <p>○男女共同参画、出産・育児、優れた外国人留学生へ配慮した取組みなど、我が国の研究者養成に資する効果的な事業の実施を検討する。</p> <p>○「特別研究員等企画委員会」を開催し、目的や対象者層に応じた審査方針の検討を行う。</p> <p>○審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、書面に加え面接審査を効果的に活用して、選考審査を実施する。</p> <p>○審査基準・評価方法の書面審査員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い選考、評価を実施する。</p> <p>○審査委員の役割を明確化し、役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターが候補者名簿案に基づき、「特別研究員等選考会」において選考する。その際、積極的に女性を登用する。</p> <p>○改定された申請資格について、適切な経過措置を講ずるとともに、周知に努める。</p> <p>○審査方針等をホームページ等で公開するとともに、不採択者に対し、その評価結果を通知する。</p> <p>○特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェック等を行う。</p> <p>○「特別研究員等企画委員会」において、審査業務の改善方策についての検討を行う。</p> <p>○高水準の待遇で採用した者(特別研究員-SPD)については、学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制のもと、支給の効果について評価し、結果を本人に通知する。</p> <p>○改善事項については、十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。</p> <p>○採用期間終了後の進路状況調査を行い、その結果をホームページにて、国民にわかりやすい形で公表する。</p>	A	<p>●我が国の研究者養成の中核を担う特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、事業の拡充を図りつつ、円滑に資金を交付するなど効率的に推進している。</p> <p>●若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)について、日本人若手研究者に海外での研鑽の機会を付与する事業として重点的に取り組んでいる。平成21年度においては、新規10課題を含む30課題に拡大して支援を実施し、円滑に資金を交付している。</p> <p>●出産・育児により研究を中断した研究者の研究現場復帰を支援する特別研究員(RPD)の充実を図っており、研究分野における男女共同参画の推進に寄与するため積極的に取り組んでいる。</p> <p>●「特別研究員等企画委員会」を開催し、若手研究者の主体性を重視しつつ、目的や対象者層に応じた審査方針であることの確認がなされている。</p> <p>●審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」は、委員47名、専門委員約2,000名で構成され、人材養成の趣旨・目的を踏まえ、専門的見地から書面審査、合議審査及び面接審査を行い、内定者を選定している。</p> <p>●書面審査委員に対しては、審査手引等を作成するなどして審査基準・方法の周知に努めている。また、面接終了後に審査委員がディスカッションする時間を取ることで、精度の高い選考、評価が行われている。</p> <p>●「特別研究員等審査会」の委員等の役割を明確化し、それらの役割に応じた適切な委員・専門委員を審査員候補者データベースを活用して、学術システムセンターが候補者名簿案を作成している。それに基づき「特別研究員等審査会委員等選考会」において、委員・専門委員を選考しており、若手研究者、女性研究者の登用にも配慮している。</p> <p>●申請書作成に当たっての注意点等を広く周知するため、各機関の事務担当者を集めて、特別研究員の募集に関する説明会を開催している。</p> <p>●審査の透明性を確保する観点から、審査方針や審査の方法、書面審査セット等をホームページ上で公開するとともに、審査結果について、個別審査項目の評価等について、書面審査で不採用となった申請者本人に開示している。なお、採用者については、振興会のホームページ上で氏名等を公開している。</p> <p>●特別研究員に支給する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェックを行っている。</p> <p>●「特別研究員等企画委員会」の意見や学術システム研究センターに設置された作業部会での検討を踏まえ、書面、合議、面接の各段階での審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>●特別研究員(SPD)については、学術システム研究センターにおいて、中間評価・事後評価を行い、本人及び受入研究者に対して通知している。</p> <p>●改善内容については、次年度の募集要項等に適切に反映させるとともに、ホームページ等にも掲載し、広く公開している。</p> <p>●特別研究員(PD)の採用期間終了後5年間経過後調査では、91.7%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者養成・確保に大きく貢献している。また、結果についてホームページで公表している。</p>

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(4) 特別研究員事業			
① 特別研究員(DC, PD)	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため、特別研究員(DC, PD)に対し研究奨励金を支給する。 ○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。 ○特別研究員(PD)は、研究者の流動性向上のため、大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を審査する。 ○採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを奨励する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●採用した特別研究員(DC)、特別研究員(PD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 ●整理合理化計画に基づき、特別研究員(DC)の採用者の拡充(対前年度比510人増)が図られている。 ●特別研究員(PD)については、平成21年度新規採用者のうち、博士の学位を取得した所属研究室以外の場で研究する者の割合は9割以上(95.2%)となっている。 ●採用期間中の海外渡航の奨励を募集要項、諸手続の手引きに記載した結果、特別研究員(PD)については、平成21年度末で採用期間が終了する予定であった者のうち、4割以上(41.9%)の者が一ヶ月以上海外で研究活動を行っている。
② 特別研究員(SPD)	<ul style="list-style-type: none"> ○世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員(SPD)に対し、研究奨励金を支給する。 ○採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを奨励する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●採用した特別研究員(SPD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 ●募集要項、諸手続の手引きに記載することで採用期間中の海外渡航を奨励している。
③ 特別研究員(RPD)	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・育児により研究を中断した優れた若手研究者の研究現場復帰を支援するため採用した特別研究員(RPD)に対し、研究奨励金を支給する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ●採用した特別研究員(RPD)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 ●特別研究員(RPD)は、研究分野における男女共同参画の推進に寄与するものとして、着実に事業の拡充(対前年度比10名増)が行われている。 ●近年における女性研究者の重視、並びに増加は更に推進すべき課題であり、研究分野のみならず社会における諸分野へ与える影響が大きいと考えられる。 ●円滑な復帰支援を促進するため、限られた予算の中で、特別研究員(RPD)を充実(前年度比10名増)させたことは、学界のみならず、社会へのメッセージとして多方面に与える影響も大きく、高く評価できる。
④ 特別研究員(グローバルCOE)	<ul style="list-style-type: none"> ○「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員(グローバルCOE)に対し、研究奨励金を支給する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●採用した特別研究員(グローバルCOE)に対して、円滑に研究奨励金を支給している。 ●整理合理化計画に基づき、特別研究員(21世紀COEプログラム)への支援を平成20年度限りで終了し、より重点化された拠点への支援として特別研究員(グローバルCOE)の支援に重点化を図っている。
(5) 海外特別研究員事業	<ul style="list-style-type: none"> ○海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。 ○海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民にわかりやすい形で公表する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●整理合理化計画において、日本人の若手研究者に海外での研鑽機会を付与する事業に重点を置くこと等の指摘を受けており、採用者数の拡充(平成20年度から6名増)を図っている。 ●海外特別研究員については、300人を超える支援対象者に対して、資金支給業務を適切かつ効率的に実施している。 ●進路状況調査について、当該調査を実施し、その結果をホームページで公表している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(6) 若手研究者インターナショナル・トレーニングプログラム	○若手研究者が海外において一定期間研究活動等を行う機会を提供することを支援する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ●整理合理化計画に基づき、平成21年度は新規10課題を含めた計30課題に支援を拡大した結果、260人の若手研究者が海外に派遣され、若手研究者が海外で活躍・研鑽する機会の提供が行われている。また、パートナー機関との共同企画は58回開催されている。 ●平成19年度採用分について、国際事業委員会において、評価方針に基づき、書面審査、合議審査により中間評価を行った。事業の実施計画、実施報告、中間評価の結果等については、随時ホームページで公開している。
(7) 日本学術振興会賞	○日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ●推薦要項等を、我が国の学術研究機関及び学協会等3,085機関に送付するとともに、ホームページや科学専門誌等に掲載することで周知に努めている。また、日本学術振興会賞審査会において、研究業績の卓越性及び将来性等について審査を行い、25名の受賞者を選定し、授賞式が開催されている。 ●同賞の選考に際しては、学術システム研究センターにより予備的審査を実施するとともに、学際的な分野の研究に対する審査については、複数分野の専門家による慎重な審査を実施している。
(8) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム	○若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラムについて、選考委員会委員の推薦等、適切な審査が行われるよう協力する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術システム研究センターの協力を得て、若手研究者の養成に対する見識があり、審査・評価等の経験が豊かな研究者を選考委員会委員に推薦する等、適切な審査が行われるよう協力している。
4 学術に関する国際交流の促進			
(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○諸外国の学術振興機関との協定に基づき、共同研究、セミナーの開催、研究者交流を支援する事業を、各国の研究水準等の学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ円滑に実施する。 ○ボトムアップ型国際共同研究の実施について、諸外国の学術振興機関と協議を行う。 ○海外研究連絡センターにおいては、当該国の学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施される二国間交流事業は、協定等に基づき、41カ国、65機関において496件の共同研究・セミナー、251人の研究者交流を実施している。 ●ボトムアップ型国際共同研究の実施について、海外の学術振興機関と協議を重ねた結果、事業内容について合意に達し、学術振興機関及び研究者間の新たな研究ネットワークの構築に貢献している。 ●海外研究連絡センターにおいては、現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて効果的に発信している。
(2) 研究教育拠点の形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○先端研究分野において、世界的水準の研究交流拠点の形成及び若手研究人材の育成を図る先端研究拠点事業を実施する。 ○ドイツ研究協会と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●8機関17交流を米英独仏等の15カ国との間で先端研究拠点事業を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行っている。本事業が国際的な研究協力網の構築・充実、若手研究者の育成等に対して有用であったかのアンケートについて、全ての拠点機関から肯定的な回答を得ていることから、本事業が拠点形成及び若手研究者育成において着実に貢献していることが確認できている。 ●日独共同大学院プログラムは、日本の学生がドイツの大学に年間10ヵ月間以内において、研究滞在するための旅費、教員が相手国大学で集中講義等を行うための旅費、参加学生を中心とした共同セミナーの開催費等を3年間支援している。本事業プログラムの有効性についてアンケートを行ったところ、すべての実施機関から肯定的な回答が得られるなど、日独が共同で行う大学院教育の国際性向上及び若手研究者育成に貢献していることが確認できている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(3) 若手研究者育成のための国際交流支援	<p>○諸外国の学術振興機関と連携し、次世代を担う研究者の養成のため、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業や、特定の研究領域に係る著名な研究者の講義等からなる日欧先端科学セミナーを実施する。</p> <p>○ノーベル賞受賞者との討議等を行うリンダウ・ノーベル賞受賞者会議など、国際的な会議等への若手研究者の参加を支援する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●先端科学シンポジウムについては、ドイツのフンボルト財団等との共催で実施(2件)し、研究者の育成に一定の効果をあげるとともに参加者のより広いネットワーク形成にも貢献している。 ●日欧先端科学セミナーは、質の高い講義(1件)による該当領域の幅広い知識の獲得及び若手研究者間のネットワーク形成に貢献している。 ●リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業については、同会議に参加する日本人若手研究者10名に対し、経費支援を行っている。10名の日本人若手研究者がリンダウ会議に参加し、ノーベル賞受賞者や各国からの若手参加者と交流することにより、若手研究者の国際的視野や経験を広げることに貢献している。
(4) アジア・アフリカ諸国との交流	<p>○アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、拠点大学交流事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を実施する。また、中韓の対応機関との協議に基づき、日中韓フォーサイト事業を実施する。</p> <p>○我が国が主導的立場に立ってアジアにおける科学技術コミュニティを形成することを目的とし、「アジア学術振興機関長会議」「HOPEミーティング」「機動的国際交流」など多層的なネットワーク形成を支援する各事業を、文部科学省と連携しつつ戦略的に実施する。</p> <p>○論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジアの若手研究者を支援する事業を実施する。</p> <p>○アジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介する「アジア学術セミナー」を中国・インド・韓国それぞれの対応機関と協力して開催する。</p> <p>○政府開発援助と連携した事業の実施において、共同研究ニーズの調査・分析及び候補案件を形成するためのマッチングを行うとともに、有識者による運営委員会を開催し派遣候補者を選定する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点大学交流事業では、8カ国の9対応機関を通じ、12件の交流支援を行うとともに、日中韓フォーサイト事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業の公募を引き続き行い、新規採択19件を含む57件の交流支援を行っている。また、各事業においては、中間評価・終了時評価・事後評価を実施している。 ●整理合理化計画の指摘を踏まえ、拠点大学交流事業を相手国にマッチングファンドを求める形式へ移行する方針を段階的に実現し、平成21年度をもって5交流を終了させた。一方、マッチングファンド方式の事業により、平成21年度は7交流を実施している。 ●平成21年7月に「第1回アジア学術振興機関長会議共同シンポジウム」を名古屋大学にて開催し、アジア地域から学術振興機関8機関の協力の下、約130名の研究者、機関代表者が参加し、アジア地域の生物多様性研究の振興等における課題とそれに対する相互協力の可能性について議論を行うとともに、「第3回アジア学術振興機関長会議」に参加し、国際的な人材流動化等における課題と取り組みについての発表、意見交換等を行っている。 ●平成21年9月に「第2回HOPEミーティング」を神奈川県で開催し、アジア地域の14カ国・地域から選抜された化学(及び物理学・生物学を含む)分野の100名の大学院生が参加し、10名のノーベル賞受賞者、著名研究者らによる講演・討議、ポスター発表等を通じて、次世代の研究者同士のネットワークの構築を行っている。「第2回HOPEミーティング」のイベントとして、HOPEミーティングに参加する講演者・大学院生と小中学生が交流する「HOPEミーティングJr」を開催している。 ●防災・感染症などのアジア地域の共通課題の解決や地域における世界的な研究ネットワークの構築を支援するため、機動的国際交流を17件実施している。 ●論文博士号の取得を希望する153人のアジア若手研究者に対し、経費支援を行い、5年以内に70%以上が博士号を取得している。またウェブサイトや出版物を活用したフォローアップを通じ、アジア地域の研究人材の育成に寄与している。 ●アジア学術セミナーについては、アジアの若手研究者を対象とした短期集中型のセミナーを中国科学院、インド科学技術庁、韓国研究財団と共催実施し、最新の学術動向を紹介することを通じて、アジアの若手研究者の育成と人的ネットワークの構築に寄与している。 ●科学技術研究員派遣事業については、我が国と開発途上国との共同研究ニーズの調査・分析を行い、国内研究者に対し、本事業のスキームや開発途上国の研究ニーズに関する分析情報を提供している。また、文部科学省、外務省、JICA等の関係者間での連絡調整を行うとともに、我が国と開発途上国双方の研究者のマッチングを行うことにより、具体的候補案件形成過程を支援している。外部有識者等から構成される運営委員会においては、我が国の科学技術振興、科学技術外交の観点及び学術的観点を踏まえ、地球規模で問題解決に取り組むべき9案件を採択し、JICA専門家として現地で行う派遣候補研究者23名を選定している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
(5) 研究者の招致	<ul style="list-style-type: none"> ○研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者を我が国に招へいする事業を実施する。 ○外国人特別研究員については、多様な国から招へいを行う。 ○振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るべく、世界10カ国において形成された研究者コミュニティによる活動への支援を拡充するとともに、その他の国においても新たな研究者コミュニティの形成を推進する。 ○来日後の研究者に対し、日本での研究生活を円滑にするためのオリエンテーションを実施するとともに、生活ガイドブックの作成・配付や、日本語研修支援等の日常生活面における支援をする。 ○招へいした外国人研究者が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広いキャリアステージの研究者に対し、計7つの事業枠組みを設けて実施し、欧米諸国30カ国を含む計90カ国・地域から各事業の目的に合致した優秀な研究者を招へいた結果、200を超える国内の大学・研究機関に対し、著名研究者による講演・助言等を受ける機会や、若手研究者を組織的に受け入れる機会を提供し、国内研究者の国際性の涵養に寄与している。 ●事業経験者によるコミュニティ(同窓会)の設立を促進し、平成21年度中に、既存の10カ国に加え、2カ国(フィンランド、タイ)において同窓会が新たに設立され、振興会事業経験者のネットワークが世界規模で充実していることにより、諸外国において振興会の事業の広報・普及が図られただけでなく、新たに優秀な若手研究者の振興会事業への参加を促進することができている。 ●来日後約3か月以内の研究者を対象にオリエンテーションを年7回開催し、日本における研究や生活について情報を提供するとともに、来日前に生活ガイドブックを配布し、来日当初から、日本での円滑な研究生活が可能となるよう支援している。 ●延べ95件(前年度比9件増)のサイエンス・ダイアログを実施し、最先端の研究現場にいる外国人若手研究者が英語で授業を行う機会を設けることにより、高校生に対し、科学や国際社会への関心を深めさせるだけでなく、将来の進路設計の一助となる機会を提供するとともに、外国人研究者の地域社会との交流促進に寄与している。
(6) 大学等における研究環境の国際化支援	<ul style="list-style-type: none"> ○国内で開催する国際的な研究会への支援を行うとともに、国外で開催される国際的な研究会への派遣支援を行う。 ○国際化に資するモデル開発を行うため、国内の大学等の国際化の取組等の分析を行い、諸外国における大学等の国際化の取組等の調査研究を行う。 ○海外研究連絡センターにおいては、各大学が主催するシンポジウムなどの実施や各大学の海外拠点の活動を支援する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国の研究者が国内で開催する国際的な研究会への支援は、平成21年度は41件、外国開催の国際研究会への研究者派遣支援は、304人に対して支援が行われ、日本の大学の国際化が促進されている。 ●文部科学省からの「大学国際戦略本部強化事業」に関する総括業務受託者としての当該事業のモデル開発等を引き続き実施し、最終報告書を公表するとともに、公開シンポジウムを開催し、我が国の大学の国際化を推進するために必要な施策について有識者の意見を広く一般に公表している。 ●海外研究連絡センターにおける事務所の共同利用により、日本の大学は海外研究連絡センターを活用することにより、大学独自で活動するのに比べてより迅速で効率的な海外活動が可能となっている。 ●日本の大学の若手事務職員に対して、欧米の海外研究連絡センターで1年間の海外実務研修を実施することは、大学等において国際活動を担う事務体制の強化につながる国際業務担当職員の養成に大きく貢献している。
(7) 事業の評価と改善	<ul style="list-style-type: none"> ○学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際共同研究の基本的な方向性についての検討を行う。また、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業について、研究者へのサービス向上を図る観点から検討を行う。併せて、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性の相互評価など、事業の成果及び効果を把握するための手法の検討を行う。 ○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)においては、効率的な業務運営に努めつつ、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図り、学術動向の収集・発信機能の充実に努める。 ○ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用に向けた検討を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術システム研究センター主任研究員から構成される「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」を、平成21年度に新たに設置し、各種事業の在り方や改善等についての検討を開始している。また、海外の学術振興機関との連携により、お互いの事業の実施方法やその効果等についての意見交換を踏まえ、国際交流事業の在り方や改善に向けての検討を行っている。また、これら事業の見直しの結果については、事業の成果とともに広く公開することが望まれる。 ●海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ活動状況を検証し、現地学術機関との連携強化、学術情報の発信・収集体制の整備等を実施するとともに、平成21年度は、エジプトにおいて、現地学術機関と二国間交流事業(共同研究・セミナー)に関する覚書を締結している。ケニアでも同様の覚書締結に向けて学術交流を進展させている。 ●海外研究連絡センター(ワシントン)については、科学技術振興機構ワシントン事務所との共同設置・運用に向けて、科学技術振興機構と共同でプロジェクトチーム等を設置し、具体的な物件等を検討の上、平成22年3月1日より同事務所の共同設置・運用を開始している。 ●学術に関する国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつも、種々の観点から大胆に見直しを進めるべきではないか。相手国の状況を考慮しつつ、より効果的なプログラムへとリフォームすることが望まれる。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
5 学術の応用に関する研究の実施	<p>○人文科学・社会科学を中心に異分野の融合を図り、方法的革新を通じて既存の知の体系の根源的な変革や飛躍的な進化を目指した「総合研究」を推進する。</p> <p>○学識経験者等で構成する委員会を組織し、適切な企画を行うとともに、その実施を図る。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業は、平成21年度より新たに実施したものであるが、有識者で構成する事業委員会や学術システム研究センターに設置した作業班による適切な制度設計の結果、多様な可能性を含んだ研究領域を受け付けることができています。 ●事業委員会を設置し、適切に公募要領や審査要項を定めるとともに、自然科学分野を含め、バランスに配慮した審査委員を配置することで公平・適正な審査となっている。その結果、事業の目的に沿った研究領域を厳選して採択するとともに、審査結果の公表等の情報を、振興会のホームページ等を通じて社会へ情報提供を行うなど、透明性の確保にも配慮している。
6 学術の社会的連携・協力の推進	<p>○学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場を提供し、産学協力の橋渡しを行う。</p> <p>○将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について、専門的な調査審議を行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術の社会的連携・協力の推進を図るため、大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、連携を図る場として、将来の技術開発上重要な課題を選定し、学界と産業界の第一線の研究者を構成員とする「産学協力研究委員会」を設置しており、平成22年3月末現在、61委員会が活動している。そこで蓄積された成果発信として、出版物の刊行や産学協力によるシンポジウムの開催を行っている。 ●産学協力研究委員会等諸事業を拡充・強化するとともに、産学協力諸事業を長期的展望のもとに全体としてより総合的、組織的に推進する趣旨で「産学協力総合研究連絡会議」を設置し、産学協力研究委員会の設置継続に関する審議等を行っている。 ●産学協力研究による研究開発を促進するため、将来の発展が期待される分野から選定した課題について専門的に調査審議を行う「研究開発専門委員会」を、平成22年3月末現在で3委員会設置している。
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	<p>○国の助成事業の審査・評価については、国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を実施する。</p> <p>○国の助成事業の審査・評価については、専門家による委員会を開催し、審査・評価等を行う。また、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●各種事業の審査においては、各事業ごとの目的を達成できるよう、適切に審査要項等を定め、バランスに配慮した審査委員を選考することで、公平・公正な審査を行うとともに、審査をできる限り効率的に行うために、電子審査システムの構築や、ヒアリング審査においてはパソコンに直接入力する電子審査・集計システムの導入等を行い、効率的な審査業務ができています。 ●中間評価・事後評価においては、中立・公正な評価に努めたほか、改善すべき点や今後の適切な方向性を示すことにより、各事業のさらなる充実寄与ができています。 ●各事業における審査結果の公表等の情報については、振興会のホームページ等を通じて積極的に社会へ情報提供を行い、今後の研究・教育体制の構築に活用されている。
8 調査・研究の実施	<p>○学術システム研究センターの研究者を中心として、海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、今後の振興会事業に反映させる。</p> <p>○学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる学術動向調査研究を実施し、適切な審査委員の選考や、最新の学術動向を反映させた評価システムの整備など、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立っている。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●学術システム研究センターでは、研究員が所属する研究機関との委託研究契約による研究活動を通じ、研究員自身の専門領域のみならず、全般的な学術の振興を見据え、国内外の振興方策や研究動向についての調査・分析を行い、現状の課題や今後の方向性を明らかにし、事業展開に反映させている。 ●特に、科研費及び特別研究員・外国人特別研究員の審査員選考は、学術システム研究センターの研究員が、前年度の審査結果を検証した上で実施しているが、その際、研究員の調査・研究成果を生かすことにより、公正かつ適切に行うことができています。なお、海外での調査にあたっては、必要に応じ海外研究連絡センターの協力を得て実施している。 ●学術システム研究センターの事業については、学術動向の調査・研究について、透明性の強化に向けた見直し・検討が望まれる。 ●海外研究連絡センターでは、海外における現地拠点として、諸外国における学術動向に関する情報収集を任務としており、当該国及び周辺諸国の学術交流機関や大学の訪問調査等を行っている。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	<p>○国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。</p> <p>○各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。</p> <p>○分かり易く編集された和文・英文のパンフレットを作成し、関係機関に対して送付するほか、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。</p> <p>○英文ニュースレターを年4回(各回16,000部)発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。</p> <p>○学術システム研究センターの調査・研究の成果については、事業の企画・立案に反映させるとともに、必要に応じ報告書等にとりまとめ、ホームページ等において公表する。</p>	A	<p>●事業の実施状況や学術研究に関わる情報について、ホームページへの掲載を積極的に進めるとともに、事業内容を紹介するパンフレット、ニュースレターやポスターを作成し、内外の研究者及び研究機関への送付や会議の場での配布により、広く情報発信を行っている。また、毎月メールマガジン”JSPS Monthly”を発信し、公募情報や各種事業、行事予定の紹介等、事業内容の周知に努め、情報発信の強化を行うとともに、内外の外国人研究者や研究機関関係者を始め、広く世界に振興会の事業や各種活動を紹介している。</p> <p>●パンフレットについては、和文は8,000部、英文は10,000部を作成し、説明会や会議等で配布したほか、大学等研究機関に送付している。</p> <p>●英文ニュースレターについては、「JSPS Quarterly」を平成21年6月に16,500部、12月に16,800部、平成22年1月に16,800部及び3月に17,000部発行し、振興会事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布している。</p> <p>●学術システム研究センターでは、学術振興方策及び学術研究動向に関する調査・研究を実施するとともに、その成果を、振興会の事業全般に対する提案・助言等において活用している。また、海外での調査にあたっては、海外研究連絡センターと連携して実施し、これらの調査・研究による成果は、ホームページにおいて公開するなど成果の普及・活用にも努めており、学術システムセンターを活用した調査・研究を適切に実施している。</p>
10 前各号に附帯する業務			
① 国際生物学賞にかかる事務	○第25回顕彰にかかる事務を行うとともに、第26回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施する。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。	A	<p>●平成21年11月30日に日本学士院にて天皇后陛下の行幸啓を仰ぎ、第25回国際生物学賞授賞式を挙行している。</p> <p>●平成21年度は同賞の25回目を迎えたため、国際生物学賞25周年記念講演会を開催している。記念講演会には、秋篠宮殿下からのおことばをいただくとともに、2008年のノーベル化学賞を受賞した下村脩博士による基調講演を行うことなどを通じ、国際生物学賞が国際的に著名な賞であることを国内外にアピールできている点は高く評価できる。</p> <p>●国際生物学賞基金の募集趣意書を作成し、募金活動を実施し、3,610千円(10件)の寄附を集めるなど募金活動に努めている。</p>
② 学術関係国際会議開催にかかる募金事務	○学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。	A	<p>●特定公益増進法人として募金事務を行い、国際会議の円滑な開催に寄与している。</p> <p>●引き続き、企業からの寄附を募るなど、自己収入を増やす努力が必要である。</p>
③ 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業	○寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。	A	●民間企業、団体、個人等から広く寄付金を受け入れて、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施等の促進等のため、寄付者の意向に基づき、適切に事業を実施している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
11 平成21年度補正予算(第1号)に係る業務			
(1) 先端研究助成業務	<p>○補助金の適切な管理・運用の体制を構築し、国から交付される補助金により先端研究助成基金を造成する。その際、特別の勘定を設け、区分経理を行う。</p> <p>○本事業の取扱要領等関係規程を整備し、補助事業者に対して速やかに助成金を交付する。</p> <p>○助成金の適切な執行を確認するため、助成金の執行状況等の把握に努める。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ●将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により先端研究助成基金を造成するとともに、基金の造成に当たっては特別の勘定を設け区分経理を行い、基金管理委員会を設置するなど基金の適切な管理・運用体制を構築している。 ●助成金の取扱要領や交付条件を整備し、3月9日に総合科学技術会議において最先端研究開発支援プログラムの研究課題等が決定した後、3月10日に文部科学省からの通知を受け、助成金の交付対象となる機関に交付内定通知を发出したことにより、速やかな研究開始を可能としている。その後、3月25日には交付決定を行い、平成21年度内に助成金の交付を行っている。 ●交付内定に先立って補助事業者となる予定の機関の事務担当者を集めて助成金の執行に関するルールの説明会を開催(2回)し、助成金交付後の執行状況の把握が円滑に進むための下地作りに努めている。 ●「最先端研究開発支援プログラム推進のための調査研究」においては、同プログラムに採択された各研究課題の詳細な研究内容や積算を含む研究計画を対象に「予算構成の適切性」及び、「その実現の可能性」等を調査している。調査に当たっては、各研究分野に深い知識を有する専門家に書面による調査を依頼するとともに、書面調査の結果をもとに合議調査を行うための委員会を設置し、委託期間内に業務を終了して内閣府に報告書を提出している。 ●先端研究助成基金は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進することを目的に設置されたものであり、助成金の執行には迅速性が求められている。助成金の交付内定から実際の交付までを約2週間の短時間で実施したことは、この要請に応えたものであり高く評価できる。また、内閣府や文部科学省が定めた運用方針を踏まえて取扱要領や交付条件を制定し、中期目標に記載された「研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とする」ことに対応できたことも高く評価できる。 ●本業務は、特に迅速な対応を必要としたうえ、課題・予算の見直しなど、様々な変更を余儀なくされるという事態に的確に対応し、遅滞なく処理を行ったことは、高く評価できる。
(2) 研究者海外派遣業務	<p>○補助金の適切な管理・運用の体制を構築し、国から交付される補助金により研究者海外派遣基金を造成する。その際、特別の勘定を設け、区分経理を行う。</p> <p>○本基金により、研究者海外派遣業務として優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムの公募・審査を行い、若手研究者を海外の大学等研究機関に派遣する。</p> <p>○本事業の取扱要領等関係規程を整備するとともに、助成の対象者及び大学等研究機関に対して、滞在費等を適正に交付する。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ●将来における我が国の経済社会の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により研究者海外派遣基金を造成するとともに、基金の造成に当たっては特別の勘定を設け区分経理を行い、基金管理委員会を設置するなど基金の適切な管理・運用体制を構築している。 ●助成業務を適切に行うため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に則り、研究者海外派遣基金助成金の取扱要領等関係規程を整備し、「優秀若手研究者海外派遣事業」及び「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」の公募・審査を行い、若手研究者を海外の大学等研究機関へ派遣している。 ●「研究者海外派遣基金助成金(優秀若手研究者海外派遣事業)取扱要領」及び「研究者海外派遣基金助成金(組織的な若手研究者等海外派遣プログラム)取扱要領」等関係規程を整備し、派遣される若手研究者に滞在費等を適切に交付できるようにしている。 ●研究者海外派遣基金による研究者海外派遣業務については、個人、或いは研究機関に支援を行い、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、競争力強化の源となる人材の育成を行うため、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進していることは高く評価できる。
(3) 先端学術研究人材養成事業	<p>○先端的な研究拠点において、国際的に卓越した内外の研究者の指導・監督により若手研究者を育成するため、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取り組みを支援する。</p> <p>○その際、10機関以上を支援し、100名以上の著名研究者及び若手研究者を招へいする。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国が世界をリードし得る先端的な研究拠点において、国際的に卓越した内外の研究者の指導・監督により若手研究者を育成するため、海外の著名研究者及び若手研究者を組織的に招へいする取り組みを支援している。 ●平成21年度中に、17機関20課題において3名のノーベル賞受賞者を含む80名の著名研究者と126名の若手研究者、計206名の研究者を招へいし、著名研究者による講演や指導、若手研究者による相互討論などを効果的に実施している。 ●若手研究者等を組織的に我が国の大学等の先端的な研究拠点に招へいすることにより、受入機関の国際化が高度化することが期待できるものであり、事業を短期集中的に迅速に立ち上げ、募集・審査業務を経た上で、事業を開始している。

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
<p>第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化 2 職員の能力に応じた人員配置 3 情報インフラの整備 4 外部委託の促進 5 随意契約の見直し及び監査の適正化 6 決算情報・セグメントの情報の公表 7 基金の管理及び運用</p>	<p>○一般管理費(人件費を含む。)については、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費(競争的資金を除く。)については、平成20年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。</p> <p>○平成21年度の人件費については、平成20年度の人件費と比較し、概ね1%の削減を目安とする。</p> <p>○職員給与の昇級号俸数の抑制を行うことなどにより、総人件費の縮減を図る。</p> <p>○業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。</p> <p>○業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。</p> <p>○能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、給与への反映を図る。</p> <p>○伝票を電子的に処理するなどにより、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行う。</p> <p>○業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト(グループウェア)を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。</p> <p>○事業の効率的な遂行のための外部委託については、外部委託の有効性を検討し、外部委託を促進する。</p> <p>○「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約件数を減少させ、取組状況については、年度末にホームページに公開する。</p> <p>○随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、監査法人等によるチェックを要請する。また、監査結果については、監査終了後に公開する。</p> <p>○財務内容等の透明性を確保するため、決算情報とともにセグメント情報を公表する。</p> <p>○安全かつ安定的な基金の運用を図るため、基金管理委員会を組織し、安全性や利便性等に優れた金融機関を取引銀行として選定するとともに、流動性も考慮するなど、基金の運用方針を適切に定める。また、基金の運用状況を確認するとともに、必要に応じて運用方針の見直しを行う。</p>	<p>A</p>	<p>●平成21年度においては、一般管理費に関し、平成20年度予算に対して3.0%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成20年度予算に対して1.2%の削減を図っている。</p> <p>●平成21年度においては、平成20年度の人件費と比較すると微増しているが、これは平成20年度において育児休業や休職による欠員補充がやむを得ず、人件費が過度に少額となっているためであり、これらの補充が行われたとして試算した平成20年度人件費と比較すると、1.6%の削減を達成している。また、職員の昇給号俸数の抑制を平成20年1月から実施しており、平成17年度と比較して、△0.5%減となっている。</p> <p>●給与水準については、勤務地、住居手当受給者の割合に起因し、対国家公務員指数100を超えている。しかしながら、職員給与の昇級号俸数の抑制等を引き続き実施するなどの見直しにより、引き下げの努力が続けられており、適正な取り組みであると評価する。</p> <p>●政独委の二次評価において、国と異なる諸手当として俸給の特別調整額が挙げられている。検討の結果、現状においては、国と同様の定額制より、定率性の方が人件費を抑制できるため、定率性を維持することとしているが、定額制の導入についても引き続き検討することとしている。国と異なる諸手当を支給していることについては、適切な検討が行われていると評価できる。勤勉手当については、国と同様の取り扱いに変更している。</p> <p>●法定外福利費の見直しが行われており、合理的なものとなっている。</p> <p>●勤務成績を処遇に適切に反映させるべく、複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定により、職員のインセンティブを高める方策を実施している。</p> <p>●新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に実施できるよう検討を進め、業務の一部について外部委託を推進している。</p> <p>●業務委託については、新たに大学国際化調査等を外部委託し、業務の合理化・効率化に取り組んだ。また、契約規則を改正し、予定価格調書の作成を省略できる状況のうち、一部の条項を削除し、一括再委託の禁止規定を追加している。</p> <p>●業務効率化の一方で、研究者等へのサービスの低下を招いていないか配慮が検討されており、評価できる。</p> <p>●会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行っている。特別勘定の追加に係る各種マスターデータ追加設定、振込通知書出力の改善等の機能追加を実施し、業務の効率化に努めている。</p> <p>●情報管理システム改修を行ったことにより、過去データの出力や随時修正等が実現し、より業務の効率化に努めている。</p> <p>●新規事業の増加などへの対応のため、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に実施できるよう検討を進め、業務の一部について外部委託を推進している。</p> <p>●国における随意契約の見直しの取組等を踏まえ、複数年契約について契約規則に明記し、取扱い要領を新たに整備したことで、恣意的な運用を避けることができている。また、取組状況については、年度末にホームページに公開している。</p> <p>●平成21年12月4日に立ち上げた契約監視委員会において、随意契約と一者応札の点検を受けている。平成20年度にあった83件の随意契約を、見直し計画において、真にやむを得ないものみの31件へ減らす計画としており、随意契約見直し計画については順調に進捗している。また、一者応札についても、平成20年度に一者応札だった13件全てについて、公告期間の確保等の見直しを実施するなどにより、より競争性を高めるための取組に努めている。</p> <p>●監査法人との契約に「契約締結に関する内部統制」に関する事項を設け、適切に内部統制が行われているかについてチェックを受けるとともに、契約監視委員会から随意契約の見直しの結果を受けて、各課へ一般競争入札への移行について周知している。</p> <p>●事業及び業務内容に基づき適切なセグメントを設定し、執行の結果を決算の確定とともにセグメント毎に公開することとしている。</p> <p>●基金管理委員会を設置し、基金の安全かつ効率的な運用を行うための体制を整備できている。「運用に関する取扱要項」において基金管理運用の手段を安全性の高い金融商品に限定するとともに、取引相手については「金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上」であること等を条件とし、安全性を重視した基金運用を行っている。</p> <p>●管理運用の相手方を選定するに当たり、引き合いを行い複数の金融機関を比較し、運用利回りが最も高い相手方を選定することで、収益性の向上に努めている。</p>

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
第三 予算、収支計画及び資金計画	○適正な財務管理の実現を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な財務管理が行われている。 ●当期総利益が131百万円が発生しているが、主な要因として国際交流事業において相手国の都合による中止など、やむを得ず執行できなかったことにより発生しており、目的積立金とするものではない。 ●流動資産が約1,451億円であり前年度に比べて大きく増加しているが、主な要因として、平成21年度補正予算により、振興会に2つの基金が新たに設けられたことが挙げられる。内訳は現金及び預金が約800億円、有価証券が636億円などである。基金管理委員会などを設置し、基金の安全かつ安定的な運用を行うための適切な体制の整備が図られている。なお、基金以外の現金及び預金は約45億円となっており、科学研究費補助金の預り補助金、預り寄附金、未払金等が主なものであり、一時的に振興会が預かる資産として適正に財務管理されている。 ●振興会は、土地・建物の固定資産を保有していないが、主たる事務所を都区内に賃貸契約しており、管理経費の削減に向けた見直し検討を行うことが望まれる。 ●海外研究連絡センター事務室の賃貸契約を行っているが、活動内容等を十分に精査した上で、管理経費の削減のための見直し検討を行うことが望まれる。 ●海外研究連絡センターでは複数台の車輛を保有しているが、効率化の観点から見直し検討が望まれる。
第四 短期借入金の限度額	○短期借入金の限度額は7.2億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。	/	●該当無し
第五 重要な財産の処分等に関する計画	○重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	/	●該当無し
第六 剰余金の使途	○振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。	/	●該当無し
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 施設・設備に関する計画	○施設・設備に関する計画はない。	/	●該当無し

評価項目	評価指標(中期計画/年度計画による。)	評価	記載事項
2 人事に関する計画			
(1) 人事方針	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の専門性及び意識の向上を図るため、語学研修、海外の機関での研修、情報セキュリティ研修を実施する。 ○国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。 ○職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。 ○実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。 ○職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実施を図る。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●語学研修をはじめとする国内外での研修へ職員を参加させ、業務の円滑な遂行、職員の資質向上を図っている。 ●国立大学等における豊富な実務経験を有する人材を確保し、その経験を生かして、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。 ●勤務成績を職員の処遇に適切に反映させ、職員のインセンティブを高める方策として複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を実施している。 ●実務経験を有する質の高い任期付職員を多数確保することにより、その豊富な経験を生かして、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。 ●外部専門家に職員の健康やメンタルヘルス等の相談を委託することにより、相談者に対して適確な回答をできるようにするとともに、インフルエンザの予防接種費用を一部補助し、衛生管理を強化を図っている。 ●レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き必要な検討を行う必要がある。
(2) 人件費に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準とした削減対象人件費は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額708百万円。 ○平成21年度中、上記の削減対象となる人件費に総人件費改革の取組の削減対象除外となる任期付職員に係る人件費を含めた人件費額は、総額861百万円。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●平成21年度中「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度決算を基準とした削減対象人件費は、総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付職員に係る人件費を除き、総額700百万円であり、平成17年度決算と比較して4.7%の削減をしている。
3 積立金の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○前中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、前払費用等に係る会計処理に充てることとする。 	/	<ul style="list-style-type: none"> ●該当無し